

令和8年8月19日

課 名：建築指導課  
直 通：092-643-3719  
内 線：4678  
担 当：西本、衣川

## 指 名 停 止 措 置 状 況 書

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

佐賀県鳥栖市養父町38

株式会社大島

2 指名停止の期間：

令和8年8月19日 ～ 令和8年10月18日（2ヵ月間）

3 事実概要：

株式会社大島は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められることから、令和8年7月17日に九州地方整備局から営業停止処分（7日間）を受けた。

以上のことは、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当する。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号該当】

| 措 置 要 件                                                                  | 期 間                      |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (建設業法違反行為)<br>11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から<br>1ヶ月以上9ヶ月以内 |